

監査結果に関する措置状況報告書

令和3年度包括外部監査（市有不動産の有効利用について）

所 管 所 属：建設局

通 知 日：令和6年4月24日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘13	79	建設局は、未利用地No. 648「大塚町公園」について、当該土地の処分方法について広く検討のうえ、大阪市が管理責任等法的責任を問われることがないように対策を行われたい。	・当該地は村有墓地が区画整理による換地によって公園用地とされたものであり、地方自治法上でも「旧慣による」とされた地域住民の権利が保障された「墓地」と考えられ、公園化することは不可能な状況である。 ・墓地が公園用地として換地された経過の調査と整理を令和4年度から令和5年度に実施しており、対応方針の検討を令和5年度から実施している。 ・経過調査の一環として墓地管理団体への聞き取りを行うとともに、環境局へ村有墓地における本市の取扱いについて協議し、令和6年度での方針整理に向けて調査を継続していく中、次のことが判明した。 ・当該地には墓地と神社が混在しているが、経過を調べる中で、墓地と神社の運営主体は別であり、互いに関係性がないことが判明した。そこで新たに神社の関係人を調査し、神社の実態を把握した。 ・神社については、宗教法人登記は存在するものの、代表役員を数十年にわたり欠いた状態で責任役員も存在しないことが戸籍等から判明し、不活動宗教法人に当たることがわかった。 ・法律相談の結果、宗教法人が存在する以上は、本市が神社施設を撤去することは違法性があるため、地方裁判所への解散命令申立を行い、地方裁判所が選任する清算人による宗教法人の解散と神社施設の解体撤去が望ましいとの見解を得た。 ・令和6年度に地方裁判所への解散命令申立に係る手続の相談を進めながら、神社施設の解体撤去にかかる必要経費の見積りをとる等、実施に向けた準備を行う。 ・令和7～8年度に必要な予算措置を講じた上で、地方裁判所へ解散命令申立を行い、宗教法人の解散と神社施設の解体撤去を行う。 ・墓地については、神社施設の撤去と宗教法人の清算手続をするとともに、墓地管理団体が適切に管理できるよう協議を進める。	措置中	(令和9年3月31日)